

# ともえ



行動する  
はつらつたる  
商工会議所



早春の八幡坂

No. 118

函館商工会議所報  
1991——4月号

はこしんは豊かな暮らしと  
確かな未来の実現に  
お手伝いいたします。

みなさまの



函館信用金庫

本部 函館市豊川町7番19号 TEL22-1241(代)

本 店	函館市豊川町15番20号	TEL 22-1247(代)	亀田支店	函館市亀田本町56番4号	TEL 42-3820(代)
松風町支店	函館市松風町11番15号	TEL 23-6221(代)	中道支店	函館市中道1丁目24番12号	TEL 51-1711(代)
ばんだい支店	函館市宮前町14番15号	TEL 41-6236(代)	上磯支店	上磯郡上磯町飯生町2丁目4番24号	TEL 73-2151(代)
五稜郭支店	函館市本町30番24号	TEL 52-0511(代)	えさん支店	亀田郡志山町字中浜115番の4	TEL 84-2111(代)
弁天支店	函館市弁天町13番11号	TEL 26-3646(代)	七飯支店	亀田郡七飯町字本町392番8	TEL 65-2501(代)
千代台支店	函館市千代台町12番22号	TEL 51-5238(代)	木古内支店	上磯郡木古内町字本町53番1	TEL 木古内 2-3121(代)
湯川支店	函館市湯川町2丁目18番7号	TEL 57-1492(代)	知内支店	上磯郡知内町字重内13番地の11	TEL 知内 5-5611(代)
花園支店	函館市日吉町1丁目27番3号	TEL 53-5521(代)			

Lhくみカードローン

20万円から200万円まで

使い方自由

らくらく返済

担保・保証人不要

★詳しくは窓口へ  
お問い合わせ下さい。

あなたの預金で郷土を拓く。



函館商工信用組合

本店 函館市千歳町9の6 ☎(代)23-2101

- 湯川支店 ☎57-0572(代)
- 上磯支店 ☎73-2308(代)
- 美原支店 ☎46-9121(代)
- 十字街支店 ☎26-5544(代)
- 花園支店 ☎55-2110(代)
- 富岡支店 ☎43-1311(代)

視 点	1
会議所の動き	2
地域の景気	6
調査レポート	8
情報コーナー	10
共済推進コーナー	12
ティータイム	13
アドバースコーナー	14
Q & A	16
ご 案 内	18

◇今月の表紙

早春の八幡坂

昔この坂の上、つまり現在の北海道函館西高等学校の下の方に箱館八幡宮があったことから、そう呼ばれた。

八幡宮はもと河野氏の館（基坂の上の場所）の中にあつたのを、文化元年（一八〇四年）にここへ移したといひ、八幡坂の名はこの時以降のものとなる。

明治十一年、十二年と二年続きの大火の際、八幡宮も焼け現在の谷地頭町に移転したが、坂名はいまだに残っている。

眼下に旧青函連絡船棧橋や函館港を見おろすことができるなど眺望が良い。

●視 点

四年に一度の統一地方選挙も終了しました。選ばれた選良の方々には、公約された数々のことごとの実現に向つて、今後とも努力を重ねていくようお願いしたいものです。

今年も間もなく五月で、あと数日でゴールデンウィークが始まります。北海道においては、木々の青葉も出始め、一年の内で最もさわやかな季節の始まりです。

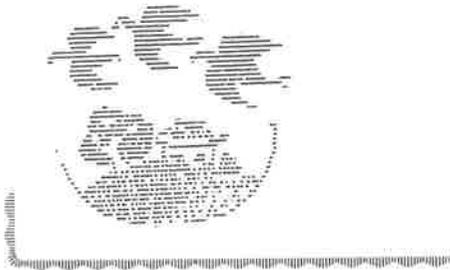
所で昨年未迄の地域経済の状況は、公共事業も順調に進み、民間でもマンションなどの大型建築物や生産活動にも活況が続いたほか、個人消費の面でも大型店の売上げが好調で、また観光客の入込増もあつて観光関係のサービス業も好影響のようでした。

しかし、今年に入つてからは状況が少し変わり、倒産なども増加の傾向を見せてきており、金融筋の引締め効果が出てきているのではないかと考えますが、やはり長期にわたる好況が、経営面での「ゆるみ」につながっていることは見逃せないと思ひます。そろそろこの辺で禪をもう一度締め直して対処する必要があります。

特に各業種を通じて最も苦慮されている問題点としては求人難、人材確保難があります。人件費もこのことを反映して、初任給を中心に大幅に上昇し、企業の収益を圧迫してきています。これらの経費増に対応して製品価格をあげる動きがありますが、過去のインフレ等を考えるとこの安易な価格転嫁による方法は避けたいものです。

何とんでもこれを吸収できるよう智慧を働かして欲しいと思ひます。

# 会議所の動き



## 平成三年度 事業計画・収支予算決まる

本商工会議所第十回常議員会、第五回通常議員総会は、去る三月十五日と三月二十六日に本所会議室においてそれぞれ開催されました。

第十回常議員会では、常議員二十人が出席し、本所平成三年度の事業計画並びに収支予算を審議し、原案通り通常議員総会に提出することとしたほか機構改革に関係する諸規程の改正を承認決定しました。

次に第五回通常議員総会は、議員八十五人（うち委任出席三十六人）が出席し開催されました。

総会では川田会頭の挨拶の後、議事に入り、報告事項に引き続き附議事項の四議案を審議し、いずれも原案通り決定しました。

### ◎平成三年度事業計画大綱

- (1) 青函インターブロック交流圏構想の推進
  - (2) 高速交通体系の整備促進と拠点地区の再開発事業の推進
  - (3) 観光立市を目指しての諸施策の推進
  - (4) テクノポリス函館計画の推進と企業誘致の促進
  - (5) 人材の確保と育成
- を中心に諸施策、諸事業を積極的に展開することにより、函館経済の活力保持、拡大をはかるとともに、北東北、道南地域の各経済団体との提携を深め、四全総に示された北日本第三の経済文化圏の確立に向けて、努力を重ねていくことになりました。

事業計画は次のとおりです。

### I 地域振興対策

- 1 北方圏諸国などとの国際交流の推進
- 2 青函地域総合整備計画、青函インターブロック交流圏計画などの推進
- 3 新港湾計画の策定と事業の推進
- 4 新工業団地の早期建設と企業誘致の促進
- 5 道立工業技術センターの活用による技術水準の向上と新技術の開発
- 6 函館駅前地区再開発計画の策定と本町・五稜郭地区再開発事業の促進
- 7 テクノポリス函館計画の推進とニューメディアに対する調査研究
- 8 盛岡・現函館駅間の新幹線建設と青函間の完全複線化促進
- 9 北海道縦貫自動車道の函館側からの早期着工と早期完成
- 10 函館空港の整備充実
  - 滑走路三千米延長工事の早期完成
  - 地方基幹空港等との新路線の開設

○C・I・Q体制の確立と国際定期便の就航

○空港ビルの拡張と運用時間の延長

11 国立函館大学の設置促進及び技術教育の拡充整備

## II 商工業の振興

1 関連する税制並びに法規等の調査研究

2 中小企業振興対策

○地場工業の振興と技術向上対策の推進

○中小企業の近代化・高度化対策の推進

○中小企業に対する金融制度の活用促進

○大企業と中小企業との分野調整活動の推進

○商業活動に対する適正な調整

○諸刊行物による経済情報活動の促進及び魅力ある地元企業の紹介

3 小規模事業対策

○相談指導体制の充実強化

○講習会、講演会開催等による小規模事業の育成強化

○小企業等経営改善資金など融資制度の運用拡大

○経営安定化のための各種制度及び施策の普及推進

4 観光振興対策

○観光資源・観光基盤の整備促進

・五稜郭「箱館奉行所」復元の促進

・西部地区の景観・街なみ保存とその活用

・ウォーターフロント再開発の推進

・湯の川温泉活性化への協力

○観光客誘致対策の推進と受入れ体制の充実強化

○広域観光圏確立のため関係団体の協調体制の確立

○函館・大沼リゾート地域の指定と整備促進

○観光通年化対策の促進と観光土産品などの開発・啓発強化

○各種行催事への積極的参加と協力

5 青森商工会議所並びに道南各経済団体との提携強化

6 亀田・銭亀沢両商工会と市内経済団体統一に向けての協議推進

## III 函館商工会議所運営の充実強化

1 新会員の募集と口数の拡大

2 部会・委員会活動の活発化

3 生命共済・個人年金等共済事業への加入拡大推進

4 創立百年記念事業の調査・推進

5 会員に対するサービス事業の検討実施

6 会議所報「ともえ」の効果的活用

### ◎平成三年度収支予算

平成三年度の事業計画を推進するための収支予算は総額三億一千七百七十七万円と決定しましたが、これは前年度予算額二億九千七百四十一万四千円に比較して、六・

八パーセントの増額予算となりました。

◎運営資金借入限度額について

運営資金借入限度額については前年度と同様、三千万円とするところが承認されました。

◎決議について

新年度を迎え、北海道新幹線、青森・函館間については、地元経済界の総意をもって早急に対処する必要があるとの理由から、総会での決議という形をとり関係方面に要望することになりました。

議事終了後、本所川田会頭から本年は議員改選期であるが、三期九年の務めを無事終えるのを機会に今期をもって勇退したいとの意思表明がなされました。

### 函館ダイエー湯川店の商調協結審!!

函館ダイエー湯川店の閉店時刻繰り下げ及び休業日数削減の届出に伴い、去る三月二十二日、函館商業活動調整協議会（会長「秋田清三氏」）が開催され、審議の結果同日結審しました。同店は昭和五十六年に郊外型大型店として開設され、現行の閉店時刻通年十九時、年間休業日数三十四日をそれぞれ二十時、二十四日とすべく届出がされました。

協議会では各委員よりそれぞれの立場から意見を出しあい協議を行った結果、現状で通年二十時営業を認めることは商業環境、生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるとし閉店時刻は通常十九時、繁忙期対応分として年間二十日に限り二十時営業を認め、併せて年間休業日数は二十七日とすることで結審しました。

# 共済事業功労者

## 表彰式開催

去る四月十二日、本所四共済事業の平成二年度における加入者募集で特に功績のあつた受託保険会社八社と功労者二十二人の表彰式が本所会議室で挙行されました。

表彰式では、本所高野副会頭より受賞者にそれぞれ感謝状と記念品が贈られた後、同副会頭よりお祝いとねぎらいの言葉があり、さ



らに「四共済の円滑な推進と安定的運用を図るためには、より多数の方にご加入いただくことが重要であり、各共済制度への加入拡大推進のため、皆様の特段のご協力をお願いしたい。」と挨拶がありました。

本所では、会員事業所における福利厚生事業の一環として、昭和

## 函館圏優良土産品推奨会開催

本格的な観光シーズンを前に、道南地域を代表する優れた観光土産品を発掘、育成し、当地域を訪れる観光客に、より良い商品の提供を目的に、去る三月十八日「函館圏優良土産品推奨会」が本所において開催されました。

近年、当地域の観光産業は飛躍的な成長を遂げ、観光客の入込数も平成二年度は、昨年の四百二十九万人を大幅に超え、四百六十万人が予想されるなど依然好調な伸びを見せております。

四十七年に生命共済制度を発足させたのに続いて、その後特定退職金共済制度と経営者年金共済制度を創設、更に平成元年には年金共済制度を加えた四共済事業を現在実施しております。

各種共済制度は、安い掛金で優れた保障をモットーにして会員事業所の福祉向上に努めておりますので、まだ加入されていない会員事業所におかれましては是非、ご検討いただきご加入されますことをおすすめ致します。

また、今年九月十一日には、観光土産品業界の全国大会が当市において開催されることもあり、今年の推奨会には、二十二社、百五十七点と例年を上回る出品がありました。

推奨会では、まず食品についての審査会が行なわれ、過大包装、不当表示、表示義務違反がないか厳正な審査が行なわれました。引き続き審査会で合格した商品に民・工芸品も加え、更に郷土色、包装デザイン、価格等の審査が行な

われ、「函館圏優良土産品推奨品」が選定されました。

また特に優秀な商品として次の十二品に各賞が授与されました。

### 〔函館市長賞〕

北の燈火 (有)北海道昆布食品  
北海道ヨーグルトケーキ

(株)第一食品

### 〔函館商工会議所会頭賞〕

花酔いか化粧入

(株)エビスバック

### 〔みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会会長賞〕

おしゃまんべ物語

(株)長万部駅構内立売商会

いかめし最中 (水野屋)

### 〔みなみ北海道広域商工振興連絡協議会会長賞〕

若こんぶ (野村水産)

### 〔奨励賞〕

函館賛歌 (有)末広堂富田製菓所

いかオードブル (みなみ食品)

秋鮭道楽 (株)不二屋本店

函館の想い出 (水野屋)

元町手造りクッキー

(株)第一食品



# 事務局日誌

3月

**\*常議員会**

15(金) 第10回常議員会

**\*総会**

26(火) 第5回通常常議員総会

**\*委員会**

8(金) 総務委員会

**\*正副会頭会議**

1(金) 第63回正副会頭会議

15(金) 第64回正副会頭会議

26(火) 第65回正副会頭会議

**\*会議(道商連)**

5(火) 正副会頭会議

〃 第105回常議員会

〃 第113回通常常議員総会

**\*審査会**

15(金) 小企業等経営改善資金の審査会

**\*諸会議**

1(金)~2(土) 平成3年度汚染負荷量賦課金・提出金の業務委託商

工会議所担当者研修会

6(水) 新幹線現函館駅乗入れ促進期成会幹事会

8(金) ウラジオストク友好親善訪問実行委員会合同幹事会・事務局長会議

9(土) 函館市国際交流基金第1回運営委員会

11(月) (社) 函館観光協会第3回総務委員会

〃 函館市大型店舗出店対策協議会

〃 平成2年度小企業等経営改善資金貸付推薦団体役員連絡協議会

〃 婦人会役員会

12(火) 函館行政監察分室・第3回行政懇談会

13(水) 道商工労働観光部雇用保険課「労働保険事務組合年度更新関係業務説明会」

14(木) 函館地区労働組合評議会並びに日本労働組合総連合会との労働者の生活向上等に関する懇談会

〃 函館商業活動調整協議会正副会長会議

19(火) (財) 日本立地センター第3回青函地域総合整備計画調査委員会

〃 函館港利用促進協議会幹事会

〃 ウラジオストク友好親善訪問実行委員会事務局長会議

〃 北海道東北開発公庫アンケート調査説明会

〃 議員会役員会

〃 婦人会役員会

22(金) 函館商業活動調整協議会

23(土) 平成2年度北海道立函館美術館協議会

25(月) (財) テクノポリス函館技術振興協会理事会

26(水) 函館市「多目的アリーナ等大規模施設建設についての懇談会」

27(木) (財) 沿岸開発技術研究センター青函地域総合整備計画調査第2回運輸委員会

〃 函館市緑化審議会

〃 小規模企業振興委員連絡会議

28(金) (財) 電気通信高度化協会第3回青函高度情報通信ネットワーク調査委員会

〃 箱館五稜郭祭協賛会理事会

〃 顧問税理士との打合せ会

29(金) 市営函館競輪モニター会議

30(土) 函館市教育委員会「道南青年の家運営協議会」

**\*講習・催物**

12(火) 北海道教育大学函館分校公開パネLDイスカッション

13(水) (財) 北海道国際交流センター「ゴードン・アール氏講演会」

〃 発明相談

〃 経営相談

14(木) 経営安定特別セミナー「中小企業経営の健全な発展の為に」

19(火) 新入社員セミナー(事務担当者コース)

20(水) 〃 (営業販売担当者コース)

22(金) 法律相談

**\*刊行物**

20(水) 所報「ともえ」No.117(3月号)発行

**\*相談・診断**

金融	76	税務	386	経理	375	経営	33
労働	3	取引	1	その他	0	計	874

**\*貸室**

本館	19	別館	4
----	----	----	---

**\*文書**

受信	193	発信	27
----	-----	----	----

**\*慶弔・その他**

4(月) 海上自衛隊艦船あさぐも入港歓迎昼食会

6(水) (株)テーオー小笠原創業40周年並びに株式公開記念式典

9(土) 陸上自衛隊連隊長、地方連絡部長、業務隊長送別会

10(日) 函館市商店街振興組合連合会創立10周年記念式典

14(水) 北海道伊藤土木部長とのコミュニティー航空に関する懇談

18(日) 第35回函館圏優良土産品推奨会・審査会

20(水) 陸上自衛隊地方連絡部長表敬訪問

〃 国民金融公庫小内理事表敬訪問

21(木) 谷洋一北海道開発庁長官を囲む昼食会

〃 〃 〃 夕食会

22(金) 胡曉子シンガポール赤十字社副社長を囲む懇談会

25(月) 社会福祉法人函館松寿会「特別養護老人ホーム、デイ・サービスセンター函館はくあい園」施設披露並びに落成記念式典及び祝賀会

26(火) 函館圏企業誘致推進協議会「テクノポリス函館」企業立地説明会

27(水) 海上自衛隊大湊地方総監、在函部隊長歓迎会

28(木) (株)五島軒「ビアアベニューハートランド五島軒」開店披露

69年の伝統と信用を誇る

## 早川特許事務所

特許、実用新案、意匠、商標、権利侵害

所長 弁理士 早川 政 名

〒112 東京都文京区白山5-14-7 早川ビル 電話(03) 3946-0531<代表>

**発明相談**

5月15日 水曜日午後1時から午後5時まで。函館商工会議所で相談をお受けいたします。相談は予約制になっていますので、商工会議所相談課(23-1181・内線63番)にお申し込み下さい。

**(3)その他製造業**

セメントは、道内外における好調な建設関連需要を背景にフル生産態勢で臨んでいる。また、合板が高級家具向け等を主体に、段ボールが加工食品関連需要増を背景に、それぞれ順調な生産・出荷を続けている。

一方漁網では、鮭鱒減船に伴う受注環境の悪化から生産水準は引き続き前年を下回っている。

**(4)建設関連**

市内新設住宅着工戸数は、分譲マンション等の落ち込みから2か月連続して前年を大きく下回った。

もっとも、建設筋では高水準の受注残を抱え総じて繁忙を呈する先が少なくなく、技能工に対する求人意欲も根強い。

**(5)漁業**

シーズン終盤の噴火湾ホタテ漁は、前年を大きく下回る水揚げを続けており、また近海マス漁も、目下の処、出足は低調。

**(6)消費関連**

2月中の市内大型小売店（10か店）売り上げは、降雪の影響から春物衣料の売れ行きが鈍かったものの、身回り品、家庭用品等が伸びを高めたことから全体では前年比+3.7%の増加。3月入り後も、新入学セールの奏功等からますますの売れ行きを続けている。

一方、耐久消費財では、家電販売がBS内蔵TV等一部商品の売れ行きは好調なが

ら、オーディオ、VTR等主力製品が不冴えなほか、2月の乗用車販売も引き続き前年を下回った（前年比△5.9%）ことから、全体的に盛り上がり欠ける動き。この間、観光・レジャー面をみると、今冬場シーズンはスキー客等を中心にホテル、観光施設ともに前年を上回る入り込みを達成したほか先行きゴールデンウィーク期間中の予約もほぼ満室となっている。

**3. 金融事情（2月中）**

- 実質預金は、金融機関が大口定期の受入れに慎重な一方、企業も金融費用軽減化を狙いに手元流動性圧縮の姿勢を堅持しており、また支給月変更に伴い年金振込み額が前年を下回ったこと等もあって、月中89億円減と前年（49億円増）とは様変わり動き。また貸出も、設備需資の一服等を背景に月中27億円の増加と前年（29億円増）を僅かながら下回り、全体の貸出残高も増勢鈍化の方向。この間、管内銀行の貸出約定平均金利は、短期を中心とする利上げ浸透から月中+0.023%の小幅上昇となった。
- 銀行券は、冬場行楽資金の順調な還流等から月中6億円の小幅発行超に止まった（前年同6億円）。
- 財政収支は、資金運用部貸付が前年を下回ったほか、租税、保険の受入れも引き続き好伸したため、月中27億円の受超と前年（同7億円）を上回った。

2月

平成3年3月28日



— 日本銀行函館支店 —

### 1. 概況

○最近の管内景気をみると、足許の企業の売り上げ・生産は緩やかな増勢を辿っており、雇用情勢も引き締り傾向を続けるなど、総じて堅調裡に推移している。

○すなわち、製造業では、一般機械の一部等で受注鈍化などの動きがみられるが、電子部品、水産加工、造船等大方の業種に亘り増産或いは前年比高目の生産を続けている。

一方非製造業では、建設が民需主体に高操業を維持しており、個人消費も、乗用車・家電販売が盛り上がり欠けるものの、百貨店売り上げは、春物衣料品を除きその他多くの商品を中心に順伸。また観光関連でも、スキー客等主体に前年を上回る入込みを続けている。

○こうした中、2月に実施した管内企業短期経済観測調査結果によると、企業の業況良好感度は2年度収益が減益となることなどから前回調査に比べ後退するものの、多くの先が先行きも増収を予想しており、合理化投資に対するニーズもなお底固く推移。

○2月の金融動向をみると、預金は大口定期の伸び悩みや企業の手元流動性圧縮等から前年とは様変わりの減少となったほか、貸出も設備需資の一服等から増勢は鈍化。この間、管内銀行の貸出約定平均金利は小幅ながら上昇した。

### 2. 主要業種別動向

#### (1) 機械

半導体では、次世代製品等を中心にフル生産を続行。水晶振動子も、米国からの受注持ち直しに加え、国内通信機器向け需要が堅調裡に推移していることから増産態勢で臨んでおり、パーツの補充を企図。また造船では、新造船建造が順調なほか、大型陸上案件の受注も相次いでおり、現有能力一杯の生産となっている。一方一般機械では、引き続き高操業を堅持する先が少なくないが、一部に受注鈍化等から生産水準を幾分引き下げる先もみられる。

#### (2) 食料品

水産加工では、春の行楽需要期を前に漸次生産水準を引き上げている。この間、メーカーの省力・合理化投資姿勢は人手不足対応等から総じて前向き。また、乳製品も、練乳・粉乳の需給タイト化を映じ引き続き高操業を続行。飼料・魚油は、主力魚粉飼料の受注が伸び悩み傾向を辿っているが、魚油は国内相場の上伸からまずまずの売り上げを示している。

函館市産業中分類前年比較表（従業者4人以上）（単位：人、万円、％）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	63年	元年	63/元	63年	元年	63/元	63年	元年	63/元
総数	589	572	97.1	12,369	12,391	100.2	23,136,533	23,437,466	101.3
食料品製造業	221	213	96.4	6,194	6,092	98.4	10,601,012	10,389,454	98.0
飲料・飼料・たばこ製造業	13	11	84.6	416	349	83.9	4,727,201	4,862,608	102.9
繊維工業製品製造業	18	17	97.4	432	395	91.4	495,848	464,591	93.7
衣服・その他繊維製品製造業	18	14	77.8	125	113	90.4	69,239	63,439	91.6
木材・木製品製造業	18	18	100.0	385	398	103.4	789,626	696,679	88.2
家具・装備品製造業	42	43	102.4	343	344	100.3	277,158	323,839	116.8
パルプ・紙・紙製品	11	13	118.2	169	184	108.9	367,688	383,132	104.2
出版・印刷・同関連産業	70	68	97.1	899	860	95.7	1,253,948	1,526,896	121.8
○化学工業	6	6	100.0	172	186	108.1	535,275	515,091	96.2
○石油製品・石炭製品製造業	1	1	...	×	×	...	×	×	...
プラスチック製品製造業	7	4	57.1	86	72	83.7	198,866	185,450	93.3
ゴム製品製造業	5	5	100.0	219	216	98.6	141,633	142,143	100.4
皮革・同製品・毛皮製造業	-	1	-	-	×	-	-	×	-
窯業・土石製品製造業	12	11	91.7	188	193	102.7	271,345	235,312	86.7
○鉄鋼業	8	7	87.5	165	162	98.2	332,406	330,361	99.4
○非鉄金属製造業	2	2	100.0	×	×	×	×	×	×
○金属製品製造業	50	44	88.0	521	496	95.2	660,922	691,349	104.6
○一般機械器具製造業	45	43	95.6	811	642	79.2	1,192,734	966,782	81.1
○電気機械器具製造業	4	8	200.0	23	425	1847.8	13,092	204,014	1558.3
○輸送用機械器具製造業	14	17	121.4	1,047	1,070	102.2	1,068,263	1,283,869	120.2
○精密機械器具製造業	3	3	100.0	25	×	×	21,449	×	×
その他の製品製造業	21	23	109.5	×	145	-	×	123,261	×

注) 記号「-」=該当数字がないもの 「...」=数字が得られないもの 「×」=数字が秘匿されているもの

## 統計資料

函館市内第一種大規模小売店舗売上高（10店）平成3年2月

品名	売上高(千円)	対前月比(%)	対前年同月比(%)
衣料品	2,301,884	59.9	99.3
身回品	493,170	58.3	108.8
雑貨	803,754	93.8	107.7
家庭用品	529,572	77.8	103.0
食料品	1,673,977	98.0	105.8
食堂・喫茶	139,221	67.5	93.8
サービス	101,088	89.3	135.8
その他	376,955	71.0	107.6
総計	6,419,621	73.1	103.8

※10店とは棒二森屋、丸井今井、さいか、和光、ダイエー五稜郭、テオー小笠原、長崎屋、イトーヨーカ堂、函館西武、ダイエー湯川店の各店をいう。

経済の窓

平成元年

工業統計調査  
結果概要

函館市では、このほど「平成元年工業統計調査」（指定統計第10号、函館市分）結果をとりまとめました。

この調査は、全国の製造業を対象に事業所数、従業者数、製造品出荷額、付加価値額などを調査し、製造業の構造及び生産に係わる諸活動の実態を明らかにするため、通商産業省が明治42年以来、毎年12月31日現在で実施しているものです。

以下、従業者4人以上の事業所を対象とした結果の概要についてお知らせ致します。

市内の事業所数は、昭和54年以降減少傾向が続いており、今回572で前年(63年)調査に比べ同2.9%(17事業所)減と2年振りに再び減少に転じましたが、従業者数は12,391人で同0.2%(22人)増と僅かながら前年を上回り、製造品出荷額等も2,343億7,466万円と同1.3%(30億933万円)増と昨年に引き続き2年連続の対前年比増加となりました。

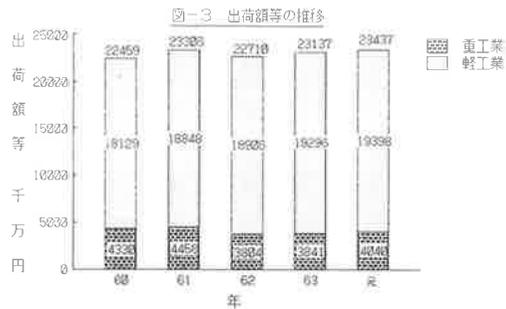
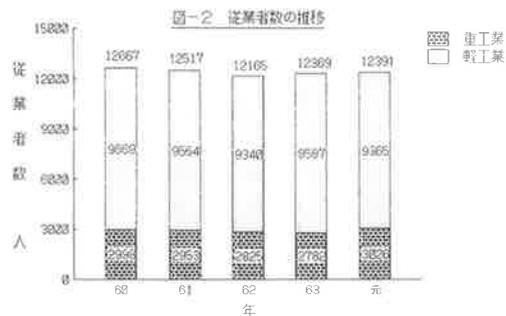
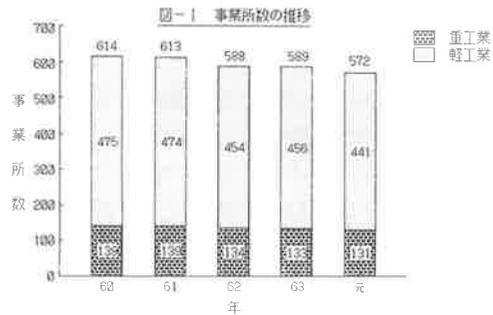
業種別にみると、当市基幹産業の水産加工業を含む「食料品製造業」は、人手不足等の影響から事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに減少し、同業種出荷額の全体に占める割合も44.3%と前年(45.8%)を下回っています。

また、ホテル・マンション需要の拡大等を背景に「家具・装備品製造業」の出荷額は16.8%(4億6,681万円)増加し、これらを含む軽工業全体では、製造品出荷額は増加したものの、事業所数、従業者数ともに前年実績を下回っています。

もう一方の当市主要産業である造船業を含む「輸送用機械器具製造業」では、造船部門

の回復等から出荷額で前年より20.2%(21億5,606万円と大幅な増加となり、出荷額全体に占める割合も5.5%と前年(4.6%)を上回りました。重工業全体では、事業所数が僅かに減少したものの、従業者数、出荷額ともに前年実績を上回り、なかでも「電気機械器具製造業」は前年に比べて従業者数が1,747.8%(402人)増、出荷額では1,458.3%(19億922万円)増といずれもかつてない伸びとなっています。

※グラフ中の『重工業』は右表産業中分類の○印項目の合計です。



りました。

### (7) 譲渡制限付株式の譲渡の承認

譲受人からも請求することができるようになり、自己の希望する者への譲渡が認められない場合は、株式を処分しないとする事もできることになりました。

### (8) 新株発行の場合の現物出資に関する検査役の調査の省略

新株発行の場合の現物出資については裁判所の選任する検査役によって調査を受けなければならないとされているが、その割合や総額によっては一部省略できることになりました。

### (9) 組織変更

#### ①株式会社から有限会社への組織変更

株式会社は総株主の過半数で発行済株式総数の3分の2以上による総会決議をもって有限会社へ組織変更ができる。

#### ②有限会社から株式会社への組織変更

有限会社は総社員の半数以上で、総社員の議決権の4分の3以上を有する者の同意による社員総会の決議をもって株式会社へ組織変更ができる。又、従来必要だった裁判所の認可も不要。

## 2. 債権者保護のための規制

### (1) 最低資本金制

#### ①最低資本金額

資本金の最低限が、株式会社 1,000万円、有限会社 300万円に夫々引き上げられました。

#### ②最低資本金に達しない既存会社についての猶予期間

①最低資本金に達しない既存会社については、株式会社・有限会社いずれも改正法施行後5年間は最低資本金制の適用が猶予されます。

②株式会社・有限会社ともに5年間の猶予期間内に限り、合名会社又は合資会社に組織変更することができます。

③猶予期間終了後、最低資本金に達しない会社に対しては、最低資本金までの増資の登記又は組織変更の登記の申請をしない時は、解散したものとみなされることとなる旨の公告を法務大臣が行うものとし、公告の日から2カ月を経過する日までに最低資本金以上又

は組織変更の登記をしない時は解散したものとみなされます。

④解散したとみなされた会社は、みなされた日から3年以内に限り、特別決議により、最低資本金まで増資又は組織変更を行い、復活できます。

### (2)利益準備金の積立基準

会社は資本の4分の1に達するまでは、毎決算期に利益の処分として会社が支出する金額の10分の1以上を利益準備金として積み立てなければならないとされました。

### (3)株式分割等

#### ①株式配当と利益の資本組入れ

会社は利益の処分に関する株主総会の決議により、配当することができる利益の全部又は一部を資本に組み入れることができます。

#### ②株式分割の手続

株式分割に対する制約要件が次の通り整備されました。

①株式分割の場合、額面株式1株の金額に分割後の発行済額面株式の総数を乗じた額は資本金を超えてはならない。

②株式分割の決議によって、額面金額を変えても従前の株券を交換しないで良い。

③株券交換をしないと定めた時は、額面株式の株券及び端株券は分割後の1株金額を記載しているとみなされる。

### (4)事後設立

事後設立(会社成立後2年以内に営業財産を資本の20分の1以上の対価で取得)を行う場合には、従前からの株主総会の特別決議の他、検査役の調査を受けることが必要とされました。

## 3. 資本調達方法の合理化

### (1) 配当優先株式の発行手続

配当優先株式における優先配当の額については、定款をもってその上限のみを定めれば良いとされ、又、無議決権株式の発行限度は発行済株式総数の4分の1から3分の1に拡大されました。

### (2) 端株券の不発行

会社は定款をもって端株券を発行しない旨を定めることができます。

### (3) 社債発行限度規制の緩和

社債発行限度は、純資産額とされました。

# 経営者のための改正商法のポイント

監査法人 トーマツ 代表社員・公認会計士 加瀬 兼司

平成3年4月1日からいよいよ改正商法が施行となりました。今回の改正では、①小規模会社にも適合する法制度の整備、②債権者保護の為の規制、③会社の資金調達方法の合理化を目的として制度の改善が図られたもので以下改正ポイントについて述べてみます。

## 1. 小規模会社にも適合する法制度の整備

### (1) 発起人の数

株式会社、有限会社ともに発起人の員数の制限がなくなり、1人会社の設立が認められました。これにより会社設立の際、発起人集め等の必要がなくなりました。

### (2) 出資の払込み場所

出資の払込みは、発起設立についても払い込むべき金融機関として定められた銀行又は信託会社においてするものとされました。これは、払込み方法を募集設立と同じにして、検査役の調査を廃止し、小規模の会社設立に適した発起設立を容易に利用できるようにしたものです。

### (3) 発起設立による払込みの検査役調査の廃止

発起人だけが出資をして会社をつくる発起設立について出資の有無に関する検査役の調査が廃止されました。

### (4) 特定の財産の現物出資・財産引受けの検査役の調査の省略

会社設立に際し、現物出資又は財産引受け(会社成立後に財産を譲り受けることの約束)がなされる際必要であった裁判所選任による検査役の調査は次に該当する場合省略できることになりました。

①現物出資及び財産引受けの財産の定款に定めた価格の総額が資本の5分の1を超えず、かつ500万円を超えないとき。

②現物出資又は財産引受けの目的財産が取引所の相場のある有価証券で、定款に定めた有価証券の価格がその相場を超えないとき。

③現物出資又は財産引受けの目的財産が不

動産の場合で、これにつき定款で定めた事項が相当であると弁護士の実証があるとき。なお、不動産の価格については、不動産鑑定士の鑑定評価が必要とされています。

### (5) 発起人・取締役の責任強化

会社設立における現物出資あるいは財産引受けについて、検査役の調査が省略されたことから、資本充実を確保する為に、次の通り当事者の責任範囲が拡大されました。

#### ①設立時の責任

##### ①株式の引受け・払込み担保責任

会社設立に際し、発行する株式で会社成立後も引受けのない株式は、発起人と会社成立当時の取締役が共同して引き受けたものとみなされ、会社成立後も払込み又は現物出資の給付がない株式は、発起人と会社成立当時の取締役は連帯して払込み・支払いの義務を負う。

##### ②財産価格填補責任

現物出資等の実価が、定款に定めた価格に著しく不足する場合、発起人と会社成立当時の取締役は会社に対し連帯して、その不足額を支払う義務を負う。ただし、検査役の調査を受けた財産については、現物出資者でない発起人及び取締役は填補責任を負わない。

##### ③新株発行時の責任

会社成立時の現物出資の場合と同様に、取締役は検査役の調査を受けない部分について財産価格填補責任を負う。

### (6) 株主への新株引受権の付与

株式の譲渡制限の定めをしている会社の株主に、法律上の権利として新株引受権が付与された。ただし、株主総会の特別決議があれば、会社は株主以外の第三者に新株引受権を付与することができる。転換社債引受権、新株引受権付社債の引受権も同様に付与された。これにより株主は、その持分比率を保持することが保証され、反面経営者側は第三者に自由に新株の割当をすることができなくな

# 商工会議所の 生命共済

(災害保障特約付団体定期保険)

この制度は商工会議所と生命保険会社が締結した契約に基づき運営され、安い掛金で不慮の場合に対応できるすぐれた内容をもっています。

## 保障額と掛金

口数	保障額	月額掛金	保障内容				
			病気による死亡・高度障害 死亡・高度障害 死亡保険金	不慮の事故または法定伝染病による死亡 災害保険金 プラス死亡保険金	不慮の事故で、別表の障害を受けたとき 障害給付金	不慮の事故で入院したとき5日以上120日まで 入院給付金	
2口	100万円	630円	100万円	200万円	100万円～10万円	入院 1日につき	1,500円
4口	200万円	1,260円	200万円	400万円	200万円～20万円		3,000円
6口	300万円	1,890円	300万円	600万円	300万円～30万円		4,500円
8口	400万円	2,520円	400万円	800万円	400万円～40万円		6,000円
10口	500万円	3,150円	500万円	1,000万円	500万円～50万円		7,500円

注) 1. 最低保険金額は100万円です。尚、新規加入、増額は100万円単位です。  
2. 掛金は年齢に関係なく一律です。

### ◎制度の特色

- ・安い掛金で高い保障。
- ・加入年齢に関係なく掛金は一律。
- ・現在、正常に勤務していれば診査なしで加入できます。
- ・1年ごとに収支決算を行ない剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
- ・掛金は全額損金または必要経費に算入できます。

### ◎加入資格

- ・商工会議所会員事業所の事業主およびその従業員（家族従業員を含む）で14歳6カ月をこえ55歳6カ月以下の方は最高500万円、55歳6カ月をこえ60歳6カ月以下の方は最高300万円加入できます。但し、加入後65歳6カ月以下までは、100万円であれば毎年契約を更新できます。

### ◎保険期間

- ・保険期間は1年間（4月1日から3月31日）で、期の途中で加入したときは効力発生日から3月31日までで、以後毎年4月1日に更新して続きます。

### ◎加入手続き

- ・この制度に加入されるときは、商工会議所備えつけの加入申込書により申込んで下さい。
- ・この制度の掛金はすべて初回から預金口座よりの自動振替となります。  
(お問合せ先) 函館商工会議所会員課

☎23 - 1181

### ◎委託機関

- 三井生命保険(相) 函館支社(幹事) ☎54 - 5161
- 大同生命保険(相) 函館支社 ☎23 - 4541
- 日本団体生命保険(株) 函館支社 ☎55 - 1777
- 千代田生命保険(相) 函館支社 ☎22 - 5191
- 東邦生命保険(相) 函館支社 ☎51 - 3322
- 住友生命保険(相) 函館支社 ☎55 - 0311
- 第一生命保険(相) 函館支社 ☎55 - 1131
- 明治生命保険(相) 函館支社 ☎22 - 4723
- 日本生命保険(相) 函館支社 ☎26 - 2121
- 富国生命保険(相) 函館支社 ☎22 - 3726

以上の委託機関が、本制度の説明を兼ねて会員事業所を訪問いたしておりますので、その際は内容を十分検討の上、是非加入されまじようようお願い申し上げます。

# ふるさと食品に

## 認証マークを表示

旅行先で土産に特産品や名産品を買ったら、原材料は外国産で製造は別の地域だった——こうした経験をもつ消費者の声にこたえて、農林水産省はふるさと認証食品開発普及事業において、ふるさと食品に認証マークを表示する事業を始めることになりました。

### 地域の特性に合わせ 都道府県が基準づくり

新しいふるさと認証食品の基準は、都道府県が生鮮・加工品を問わず、品目ごとに栽培方法や地域内の原材料の使用、伝統的な製造方法の付加価値表示について、地域の特性に合わせてつくりまします。この基準に適合したふるさと食品に、認証マーク



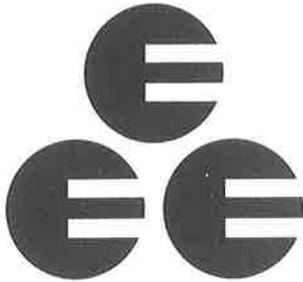
を表示して販売することになったのです。

例えば、地元産の原材料を使用した梅干しやリンゴジュース、伝統的製法の米酢など、具体的な基準が定められています。これにより、これまで紀州梅干しと銘打った商品が「工場は和歌山県内であっても、梅は県外産」といったケースや、消費者の先入観を巧みに利用した表示の適正化が行われることとなります。つまり、消費者は何かふるさと食品なのか、認証マークを見れば分かるようになるのです。

安心して買える  
「ふるさとの味」

農林水産省が、ふるさと認証食品制度へ各自治体の特産品や名産品の参加を呼びかけたところ、紀州梅干し(和歌山県)、薩摩つぼ造り米酢(鹿児島県)、砂丘栽培のらっきょう漬(鳥取県)などが名乗りを上げました。ふるさと食品に認証マークを表示する販売は、新技術の開発やアンテナショップ(消費者ニーズを探る実験店舗)による販売促進を通して、地域の活性化にもつながると期待されています。また、何よりも消費者が安心して「ふるさとの味」を買いたい求めることができるようになるのが、うれしいですね。

ふるさと認証食品のマークは、  
①優れた品質 (Excellent Quality)  
②正確な表示 (Exact Expression)  
③地域の環境と調和 (Harmony with Ecology) の三つのEを、「品」という漢字でデザインし、ふるさと認証食品が「良い品(イイシナ)」であることを表しています。



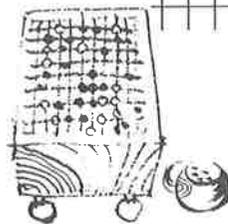
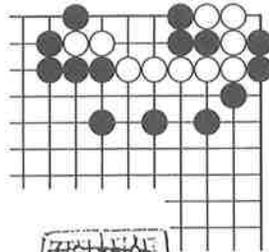
ふるさと認証食品

### 詰碁

有段を目指して

出題 九段 武宮正樹

白先活・7手まで  
●ヒント…石の下。  
5分で1級、3分以内で有段者。



### 詰将棋

出題 八段 北村昌男  
●ヒント…最後のトドメは桂です。  
8分で2級、5分で二段。  
持駒 飛桂

6	5	4	3	2	1	
						皇
						銀
			馬			王
				零		並
					桂	

(正解は20ページにあります)

# 繁栄 ヒント &ぴんと

## 商取引上の保証人の立場と範囲

シリーズ(1)

## 保証人の法的責任と

## その留意点

著者/中村 築守 (弁護士)

企画・協力/日本マネージメント・リサーチ

1、担保とは  
 担保とは、  
 下図1のように、甲が  
 乙に100万円を貸した  
 が、間違いなく返済して  
 くれるかどうかをいうよ  
 うに、ある契約をした場  
 合に、相手方が約束どお  
 りに、履行してくれるか  
 不安な時に、相手方の履  
 行を確保する手段を講じ  
 ておけば、相手方と安心  
 して契約できます。担保とは、ま  
 さに相手方の履行を確保する手段  
 となるものをいいます。  
 (2) 担保は何故必要か  
 契約をした場合に、全て相手方

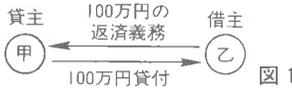
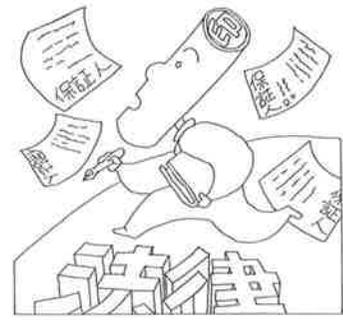


図1



は約束どおり、履行してくれる  
 のであれば、担保など必要ありませ  
 んが、そうとは限りません。  
 相手方が故意に履行しない場合  
 とは限らず、相手方にとって予測  
 出来なかった事態によって不履行  
 する場合は、契約上いくらでもあ  
 ることなのです。この様に万一の  
 場合を考え、どんな時でも相手方  
 の履行だけは確保しておくことが  
 契約上どうしても必要な訳です。  
 なかなか、担保などとれるもの  
 でないと聞きますが、担保なくて  
 契約した場合に、最悪の時には、  
 その危険を全て自分が負担すると  
 の覚悟が必要です。  
 (3) 担保にはどんな種類があるの  
 か  
 大きく分けると、人的担保と物  
 的担保がありますが、夫々契約の  
 仕方なり、また長所があったり短  
 所があったりで、相手方との契約

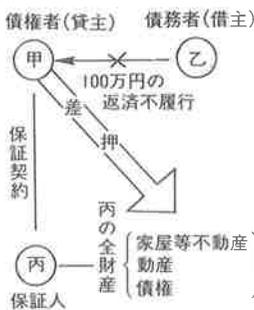


図2

内容によって、どの担保にするか  
 決めなくてはなりません。  
 先ず、人的担保とは左図2のよ  
 うに、②が①から借りた100万  
 円を返済しない時に、③自身が保  
 証人として、②の債務を履行しな  
 ければならないという責任を負う  
 ことから、①は③の持っている一  
 般財産によってその債権の保全が  
 出来るものを人的担保という。  
 但し、この人的担保は③に故意  
 がなくて、一般財産を減少した時  
 には何らの干渉もできないとか①  
 以外の債権者が多数いた場合には  
 ①は他の債権者と平等であったり  
 又④の一般財産が①の債権より少  
 くなるとか無資産になった時など  
 には、①にとっては、③の保証人  
 だけでは債権の確保としては十分  
 とはいえない短所があります。  
 そこで、①は②より100万円  
 の返済がなくても人的担保よりも  
 債権の履行の確保の強いものとし  
 て、次の物的担保があります。即  
 ち、物的担保とは図3のように、  
 ②が①から借りた100万円を返  
 済しない時に、②又は③の持つて



# お茶の 丸山園

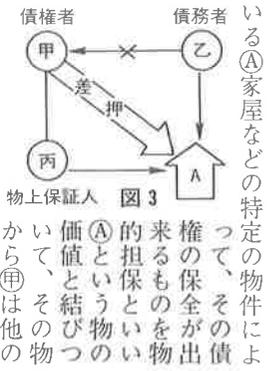


函館市本通2-34-1

本店・十字街店・大門店・湯の川店

56-5255 23-5255 22-0223 57-3791

丸山園のガおりちゃん



いる(A)家屋などの特定の物件によつて、その債権の保全が出来るものとして、物的担保といふ価値と結びついて、その物から(甲)は他の債権者に比して優先権が認められているので、人的担保に比べ債権の確保が確実、安全な方法といえます。又、人的担保は個人、法人を問わず(丙)との保証契約のみで成立し、信用力のある(丙)であれば最も簡易、迅速なる債権の確保が出来るという長所はあるが、一方的担保は単なる物の提供者であるから(乙)又は(丙)との契約のみでなく、優先権等の物権的権利を有するための複雑なる要件が必要であるという短所があります。

2、保証人とは

(1) どのような責任か

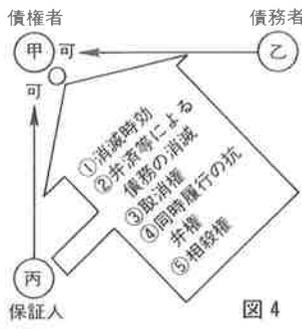
保証人は、図2のとおり、借主である(乙)が、その100万円の返済を不履行した時に、保証人(丙)は(乙)に代って100万円を(甲)に返済する責任を負うことであつて、逆に(甲)は(乙)が不履行した時に、(丙)の保証債務の履行を求めたため、(丙)の一般財産に対する差押等の強制執行によつてその債権の確保が出来ることである。

(2) 保証とは誰との契約かという

図2のとおり(甲)債権者と(丙)保証人との保証契約によつて、(丙)は責任を負うのである。

(3) 保証人は債権者に対してどんなことが出来るのか

保証人は連帯保証を除き、債務者が債務を怠つた時でも債権者に対し、先に債務者へ請求してほしいという催告の抗弁権とか、債務者には財産があるから、債務者の一般財産から執行してほしいという検査の抗弁権があります。



(4) その他

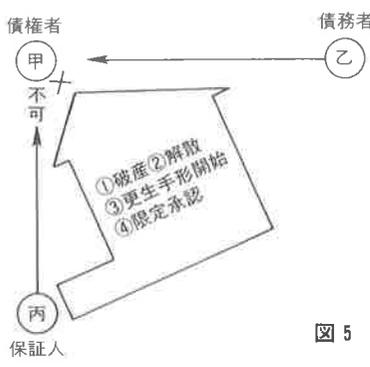
保証債務の附従性といつて、保証人は債務者に生じたある事由を、債権者に対しそれを主張出来るし、又保証人は債務者の債務より重い責任を負うことはありません。例えば、右図4のとおり、(甲)の(乙)に対する○月○日の売掛債権が

支払期日経過後2年をもって時が消滅した時には、(丙)は(甲)から保証債務を催告されても、(乙)の時効証を援用して保証債務の消滅を消滅(甲)に対し主張出来ます。

時効消滅の外、(乙)が弁済、供託等によつて(甲)への債務を消滅された時は、同じく保証人は(甲)に対し保証債務の消滅を主張出来ます。

債務者が有する契約取消権、同時履行の抗弁権、反対債権をもつて相殺することは、債務者が何ら主張しなくても、保証人はこれらの抗弁を債権者に主張出来ます。

但し、図5のように、(乙)が破産、解散とか更生手続開始とか、(乙)が死亡した(乙)の相続人が限定承認したとかの場合には、(丙)は(甲)に対し、それを主張してその保証債務を逃れることは出来ません。これらは何ら債務者の債務を制限するものではないからであります。つづく



日本団体生命は商工会議所と長く深いつながりのある生命保険会社です。事業の発展に函館商工会議所共済制度をご利用下さい。

- 役員・幹部社員のための高額保障……………大型保障プラン
- 生涯の保障及び経営者の退職金の準備に…終身保障プラン
- 老後の生活保障に……………個人年金プラン

**日本団体生命** 函館支社 函館市本町8番18号 日本団体生命函館ビル4F ☎55-1777

# みんなの 相談室



## 問

当社は衣料品問屋を営んでいますが、例年得意先に配布している手帳の代わりに一枚五百円のテレホンカードを五百枚作成し配布することにしました。このカードの作成費用は印刷費等を含め一枚七百二十円ですが、この費用は従来通り広告宣伝費として処理できるでしょうか。

## 答

キャッシュレス時代に対応して、N T Tはテレホンカードを売り出しました。このテレホンカードに自社名、製品名を印刷して、得意先、一般消費者に配布するケースをよく見かけます

が、この場合に要した費用がカレンダー、手帳等の「少額物品」として無条件で広告宣伝費等の処理が認められるかどうか疑問のあるところですが、まず、テレホンカード自体が現行の法人税で規定する「少額物品」の物品に当たるかどうかですが、厳密な判断はまだ、なされていません。貴社の配付した一枚五百円のテレホンカードの場合、印刷費等を含めても七百二十円とのことですから、これは「少額物品」に該当し広告宣伝費等として全額損金に算入できると思われれます。ただし、一枚千円以上のカードについては、その印刷費等を含めて交際費に該当する事も考えられますので注意が必要です。また、リベート基準等に則してカードを交付する場合は、配布物品が概ね三千元以下である場合に限り交際費等に含めなくてもよいこととされていますから、その範囲内であれば売上割戻し等として交際費から除外されることになりまます。しかし三千元以下であれば何枚配付してもよいとは考えにくいところから、今後はその配付枚数が制限されることになるでしょう。

う。また、類似のカードとしてJ Rグループのオレンジカードがあります。これは、乗車券の購入をカードにより行なうものです。これの税法上の取扱いもまだ明確にされていませんが、売上割戻しに代えて行なう招待旅行の費用は交際費等に該当することになっていきますから、三千元以下のカードであっても大量に配付された場合には、この取扱いと矛盾することになります。このことから、当然のこととしてオレンジカードの配付枚数が制限されるものと考えられ、この取扱いがひいては、テレホンカードの取扱いにまで影響してくると思われれます。いずれにしても、基準を超えると考えられるカードの配付には充分注意が必要です。

なお、メーカー等が一般消費者を対象に配布するテレホンカードについては、全額が広告宣伝費として損金処理ができることとされています。

## 歴史とロマンの街、函館のお土産は 函館圏優良土産品推奨会推奨品

- ★ 函館名物銘菓 **はこだまいか味噌**  
(いかめしまんじゅう・いかめし最中・シーフードお吸いものいか最中)
- ★ 函館涼菓 **くずきり いかソーめん**  
(正油・生姜和酒・梅・梅酒・栗・白ワイン)
- ★ 函館銘菓 **函館の想い出** (コーヒー・ハスカップ・黒糖・レモン・ミルク・抹茶)

菓 水 野 屋

〒040 函館市田家町1番14号 TEL (0138) 43-3137

**問** パートタイマーの採用にあたって、雇用期間を定めようと思いますが、一年を超える期間を定めることは出来ないのでしょうか。

**答** 契約の終期を定める意味の雇用期間であるならば、一年を超えて定めることが出来ません。

○雇用期間を定める意味は  
パートタイマーの採用にあたって雇用期間を定めるということは、正社員のような終身雇用を前提とした雇用ではなく、あくまで有期限の臨時従業員であることを明らかにするためです。

○労基法が制限する一年の雇用期間とは

労働契約について期間を定めるときは一年を超えて定めることは禁止されています(労基法14条)。

このことは、パートタイマー側から見ると、会社が給与を支給しない。あるいは労働基準法に違反し、それを全く是正しない等「やむを得ない」事由以外でパートタイマーが、雇用期間の途中で一方的に退職すれば、残余期間分の労働

務提供義務に違反し損害賠償義務を負うという意味をもった雇用期間の制限が一年ということです。

また使用者側からは「やむを得ない」事由もなく雇用期間の途中で解雇すれば、残余期間の貸金支払に対して損害賠償義務を負うという意味をもった雇用期間の制限が一年ということでは

したがって「パートタイマーの雇用期間は最長三年とする。ただし、これは契約の終期の定めであって、会社とパートタイマーはこの規定の定めるところにより、この期間中といえども自由に契約解除を行うことが出来る」旨の定めであれば一年を超える期間を定めていても労働基準法14条違反の問題は生じません。

**問** 雇用期間を定めて雇用したパートタイマーについては更新手続きを怠ると黙示の更新になると聞きましたが、黙示の更新とはどのようなことですか。

**答** 黙示の更新とは、期間満了の際、更新の意思表示を

せず実際に働かせていると、従前の雇用と同一の条件で再び雇用したものと取り扱われることをいいます。

○黙示の更新の成立は

黙示の更新は使用者①雇用期間満了の際に雇い止めにするのか、更新するのかの意思表示をせず、②雇用期間満了後に出動してきたパートタイマーに対し、何らの異議も述べず、実際に仕事をさせている場合に成立することになります。(民法629条)

○黙示の更新がなされると

黙示の更新が認められたときは、従来の雇用と同一の条件で再雇用したことになる。同時に、期間の定めある労働契約が期間の定めなき労働契約になったと推定されます。(民法627条)

したがって、使用者はパートタイマーについて、従前の雇用期間を対象に雇用期間が満了したからといって雇止めすることは出来なくなり(パートタイマーとの労働契約を終了するには、パートタイマーを解雇するしかありません)ので注意して下さい。

お酒によし…ビールによし…お子様のおやつに……

●いか・たら・たこ製品 ●世界の木の实類 ●各種豆菓子 ●その他・高級珍味



全国珍味卸販売  
**珍味の(株)丸味**

函館市新川町15-14  
☎(株) (0138) 26-7211 FAX (0138) 26-2226

商工会議所推薦による・無担保・無保証人融資のご案内

**マル経資金**

■マル経資金(小企業等経営改善資金)とは………

小企業者のための国の制度資金であり、事業所の経営を改善するための資金を、函館商工会議所が推薦し、国民金融公庫を通して、無担保・無保証人で、しかも低利で融資が受けられます。

融 資 額	運 転 資 金	設 備 資 金
	<b>500万円</b>	<b>500万円</b>
期 間	<b>3年以内</b>	<b>5年以内</b>
利 率	年 <b>7.0%</b> (平成3年4月1日現在)	
提 出 書 類	個人営業の方	法人営業の方
	青色決算書2期分⑤	決算書2期分⑤・登記簿謄本
	※以上の他、法人税・所得税・事業税・市民税の納付証	

☞ご利用いただける方

- 従業員20人以下(商業・サービス業では5人以下)の事業者。
- 6ヶ月以前から函館商工会議所の経営指導を受け、地区内で1年以上営業している方。

**マル活資金**

■マル活資金(中小流通業活性化特別貸付制度)とは………

大規模小売店舗における小売業の事業活動に関する法律に規定する大規模小売店舗の事業活動に係わる規制緩和等に対応し自らの体質強化を図る小規模小売業者等がそのために必要とする資金の特別貸付制度です。

融 資 額	500万円(運転資金・設備資金とも)	
融 資 期 間	運転資金 3年以内	設備資金 5年以内(運転資金、設備資金とも据置期間6ヵ月以内)
利 率	年 <b>5.35%</b> (平成3年4月1日現在)	
担保・保証人	不要(信用保証協会の保証も不要)	
資 金 使 途	設 備 資 金	運 転 資 金
	①店舗の新設資金 ②集客力の強化等体質強化を図るための店舗増改築等資金 ③事務合理化又は販売促進のための業務用事務機器等取得資金 ④省力化、効率化等生産性の向上に必要な機器の取得資金 ⑤テナント保証金	①左記③または④の設備を賃借するために必要な資金(リース資金) ②販売促進を図るために必要な資金 ③経営の安定に必要な資金
融 資 対 象	①従業員が5人以下の卸、小売業、飲食店、サービス業の事業者で自らの体質強化を図ろうとする方 ②従前から函館商工会議所の経営指導を受けている方 ③当所管内で1年以上同一の事業を営み、これからも引き続き同一の事業を営む方 ④所得税(法人税)、事業税、住民税等を完納している方	
取 扱 期 間	平成4年12月31日まで	

- 運転資金、設備資金とも資金使途が限定されております。また、卸売業の方は一部制限があります。
- マル経資金・マル活資金の貸付残高の合計額は、1千万円を超えないこととなります。
- ご提出書類は、マル経資金と同様となります。

とりあえず、お電話でご連絡ください

☞マル経資金・マル活資金のお問合わせ・お申し込みは……

函館商工会議所 ☎23-1181 金融課へどうぞ

期 間	中	行 事	内 容	時 間
五月十二日	本	記念式典	中島三郎助地碑前 碧血碑前 土方歳三最期の地碑前	十一時 十一時 十二時
五月十八日	本	祭	五稜郭公園内	十三時三十分
五月十九日	本	祭	五稜郭公園内	十二時三十分
五月十九日	本	祭	五稜郭公園内	十四時
五月十九日	本	祭	五稜郭公園内	十四時

行事予定

第22回  
箱館  
五稜郭祭

五月十二日(日) ~ 五月十九日(日)

「箱館五稜郭祭」は、安政元年、日米和親条約によりペリー提督が艦隊を率いて箱館に來航、黒船騒動を巻きおこしてより、明治二年五月、五稜郭開城の箱館戦争終結までをテーマにこの動乱で散った戦没者の慰霊祭として始まりました。

昭和四十五年に第一回の祭りを開催以来、年々発展を遂げ、今や当市を代表する歴史祭として広く全国に知られたり、訪ずれる観光客も逐年増加しています。

この祭りの見どころは、三十五才の若さでこの世を去った元新選組副長土方歳三そっくりさんを選ぶミスター土方コンテスト、ちびっこミスターコンテスト(五月十二日)、榎本軍、新政府軍等に扮した市民八百余名による維新パレード、行啓通りでの閱兵式その他、当時のままに復元された大砲の号砲を合図に行なわれる開城セレモニーは特に圧巻です(五月十八日、十九日)。

その他、期間中様々催しが行なわれますが、「五稜郭祭」をテーマとしたフォトコンテストでは入選者に豪華プレゼントを用意し、みなさんの応募をおまちしております。

祭りに関するお問い合わせは  
箱館五稜郭祭協賛会(会議所内) 電話 二三一一一八  
箱館五稜郭祭実行委員会 電話 五一四七八五へ。



第22回箱館 五稜郭祭

5月18日 土 19日 日

主催: 箱館五稜郭祭協賛会 会場: 函館市

協賛会の協力方お願い

箱館五稜郭祭は函館港まつり、はこだて冬フェスティバルとともに函館市の三大祭の一つとして全市をあげて推進しており、地域の活性化に大きく役立っています。

また、これら祭りには毎年多くの企業からご支援、ご協賛を頂いており、本所と致しまして今後も同様、たくさんの方の企業のご支援のもとで、より一層魅力のあるイベントに育てていきたいと考えておりますので、前年以上のご協力、ご協賛をぜひお願いいたしたいと存じます。

現在、協賛会では、各企業を対象に募金活動を実施しておりますので、ぜひとも本年も昨年以上のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

尚、協賛金等についてのお問い合わせにつきましては函館商工会議所振興課(TEL: 二三一一一八一)へお願い致します。

### 検定試験のご案内

#### 第74回 簿記検定試験

- ▶ 日 時 / 平成3年6月9日(日)
- ▶ 受験料 / 1級 3,500円 2級 2,000円  
3級 1,500円 4級 1,100円
- ▶ 申込受付 / 平成3年4月22日(月)～5月10日(金)

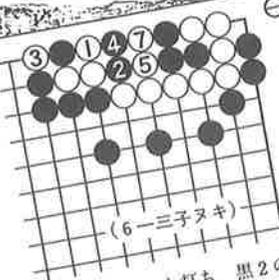
#### 第132回 珠算検定試験

- ▶ 日 時 / 平成3年6月23日(日)
- ▶ 受験料 / 1級 1,800円 2級 1,300円  
3級 1,100円 4～6級 800円  
7～10級 700円
- ▶ 申込受付 / 平成3年5月7日(火)～5月28日(水)

### 販売士の資格更新について

- ▶ 申請受付期間 / 平成3年4月1日(月)～4月26日(金)
- ▶ 申請手数料 / 1,000円
- ▶ 申請場所 / 本所振興課

— 該当される方は更新手続きをお忘れなく —  
 \* 詳細は本所振興課まで(☎23-1181・内線59)



(6-三子ヌキ)

〈詰碁正解〉白1と打ち、黒2のキリに白3と一度取るのが妙手。以下白7となり、黒2の左の石の下と右方の二眼が見合いて活。

〈詰将棋正解〉2三銀、同金、1二飛、同香、2六桂、1三玉、2五桂まで7手詰め。

〈解説〉2三銀ナラズとしたとき1五玉と逃げるなら、2五飛、1六玉、2八桂まで。正解3手目の1二飛の打ち捨てが価値ある妙手です。以後は二枚の桂の活躍。

# テ-オ- 総合サービスセンター

## 6F INFORMATION



テ-オ-「赤いカード」

あなたは  
お持ち  
ですか!

### これだけ便利なカードです

テ-オ-の「赤いカード」は新システムによるスピード処理のオリジナルカード、クレジットのお買物がその場で自動計算、サインひとつで各階でご契約いただけます。

- キャッシングOK/いつでもキャッシングディスペンサー(現金自動貸出機)のご利用ができます。
- サービスポイントで景品と交換/現金、クレジットを問わず、お買物の都度、またご持参ご入金の際、ポイントが自動的に加算され、お楽しみがふくらみます。
- 当店提携店では、カード呈示で割引サービス。  
映画館・美容院・レストラン・ホテル・アスレチック・ゴルフ・スキー場リフト・御婚札衣裳・レジャー施設
- カードでのお買上げは、いつでも頭金なし。  
キャッシング社会にピッタリ!
- 各種ローンもOK/運転免許・車検・マイカー・クリニック・電話取付・保険・教育・増改築の融資が受けられます。

お申込み方法は、簡単。  
お気軽にお申し込み下さいませ。

- ① 赤カード申込書(6F赤いカードカウンターへお申し出下さい)に必要事項をご記入の上、お申しつけ下さい。
- 必要事項とは—
- ご本人の住所・氏名・生年月日・勤務先の住所・社名
  - ご家族の氏名・生年月日・勤務先名(学校名)
  - ※お支払方法が銀行口座振替(引落し)の場合は、金融機関名と口座番号、預金通帳印もご用意下さい。
  - ※ご持参書類は次のいずれかをお持ち下さい。
    1. 運転免許証
    2. 学生証
    3. 社員証
    4. 社保
    5. 国保

■お問合せは6F赤いカードセンター TEL 32-0700まで

### キャッシングディスペンサー

お持ちのカードでキャッシングができます。

テ-オ-の赤いカード

- ジャックス ■ ライフ ■ 日本信販 ■ 札信販
- セントラルファイナンス ■ JCB ■ HCB ■ UC
- VISA ■ DC ■ 大信販

○日曜・祝日もOK、営業時間内ならいつでも利用できます。

### 函館テ-オ-ミニ郵便局



取り扱い業務

- 普通郵便物、小包の引受 ●郵便切手類、ハガキ、印紙の販売
- 住民票の郵送サービス(市役所一部代行業務)
- (なお、書留・現金書留・郵便振替は取り扱っておりません。)

土曜・日曜・祝日もOK



取り扱い業務

- 電話料金のお支払い
- 電気通信機器の販売
- テレホンカード(人気カード取揃え)
- テレホンサービス(無料体験コーナー)
- 電話の新規加入・移転の取次

テ-オ-サービスプラザ

## テ-オ-旅行センター

### TOUR

■旅行のご相談と承りカウンター 電話 32-0400

- お取扱業務.....テ-オ-旅行センターでは、そのつどオリジナル企画ツアーをプラン・募集致しております。航空券、JR券の予約と販売・ホテル・旅館等の予約と販売・海外旅行・団体旅行・家族旅行・グループ旅行・ハノムン旅行・フェリーの予約と販売・旅行用品レンタル・各種会社の会場予約・出張プラン。

■旅行用品のレンタルサービス

- 経済的で海外旅行に最適なグッズ。
  - \*有名ブランドスーツケース(特大・大・中・小)
  - \*高級カードライヤー・ドライヤー
  - \*ビデオムービー

JAL  
(代理店)



あなたの心とテ-オ-の心が  
あったかくふれあう  
「ハート・トゥ・ハート」



TEL 32-0001(代)・営業時間AM10:00~PM7:00

ハーバービューのブライダルセレモニー

決して忘れない、  
この旋律の  
ひとつひとつを。



〈ハーバービュー  
ブライダル・プラン〉

● セレブレーションプラン

(会員制)

おひとり様 ¥7,500より

● エレガンスプラン

(招待制)

おひとり様 ¥11,000より

更にお得な特典をプラス

〈ウィークデープラン〉

Duet  
Bridal  
デュエット・ブライダル

■月曜日～金曜日  
平日婚礼プラン(会費制)

〈夏の婚礼プラン〉

SUMMER BRIDAL  
サマーブライダル(会費制)

■期間 7/1日～8/31日迄

音と光と映像と……

4チャンネル立体音響システムと七色に調光できる豪華シャンデリア。そしてお二人の思い出の数々、きらめきの瞬間をマルチスクリーンでドラマチックに盛り上げます。

ご婚礼予約承り中!

- ご予算等お気軽にご相談下さい。
- ご一報頂ければ係員がご説明にお伺い致します。

(詳しくは直通ダイヤルで)

☎(0138)23-8888

レディースクラブ会員募集!!

- お申し込み・お問い合わせ  
レディースクラブ事務局  
(0138) 22-7399



函館ハーバービューホテル

函館市若松町14番10号 ☎(0138)22-0111  
駐車場完備(100台収容)



■各プランの金額は全て  
税・サービス料共。

昭和五十五年八月二十六日第三種郵便物認可  
平成三年四月二十日発行(毎月一回二十日発行)

四月号

函館商工会議所報  
「ともえ」二一八号

編集兼  
発行人

函館商工会議所  
平野鶴男  
函館市若松町十五番七、六一号  
電話(0138)231218

函館市丸出町二十八番号  
印刷所 龍文堂印刷株式会社  
電話(0138)533322

(購読料は会費に含まれます)  
頒価 二〇〇円